

○希少疾病用医薬品の指定取り消しについて

(平成19年8月3日)

(薬食審査発第0803002号)

(都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の2の4の規定に基づき試験研究等の中止届が提出された下記の希少疾病用医薬品について、同法第77条の2の5第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品の指定が取り消されたので通知する。

記

指定番号	医薬品の名称	予定される効能、効果 又は対象疾病	申請者の氏名又は名称
(17薬)第177号	SOT-107	神経膠腫	株式会社そーせい